

高圧ガス容器等 年間貸借契約書

高圧ガス容器(以下容器という)の貸借と、その管理に関して

(甲) _____ と(乙) _____ とは次の通り契約を締結する。

第1条(前提): 甲は乙と契約した高圧ガス容器(以下、容器および充填された高圧ガスをあわせて「高圧ガス容器等」と称する)等を乙から一年間借受けるものとし、第三者に売却・貸与・譲渡しできない。

第2条(保証金): 甲は乙より借受ける容器のガス名、容量、本数を記入し、下記の保証金を乙に預託する。

第3条(管理責任): 甲は、乙より借り受けた容器に関し、善良な管理者の注意をもって、高圧ガス保安法や都道府県の指針、市の条例および労働安全衛生法等の関連規定に従い責任を持って管理し、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に関わる注意事項及び手続き」を遵守する。また借受けから返還までの期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第4条(返却): 甲は借受けの日から1年経過後、ただちに高圧ガス容器等を乙に返還する。このとき、高圧ガス容器等について、甲は所有権を主張しない。

第5条(使用料): 容器の使用料は、ガス種および納品時に確約した充填量により個別に乙が定める価格表に基づいて年間の支払い額を決定し、これを乙の指定する方法(銀行自動引落し)で、__ヶ月ごとに分割して支払う。ただし甲が希望する場合、年間一括で前払いすることも可能とする。

第6条(弁償義務): 甲は、借受けた容器について、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、損傷、その他使用又は返還できない状態が生じた時はただちに乙に連絡し、契約を解除するものとする。また、容器及び容器に付属するバルブやその部品等を紛失、破損した時もその相当金額を弁償支払うものとする。

第7条(民事責任): 甲が借り受けている高圧ガス容器等に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。

第8条(乙の責任): 乙は容器の法定に基づく耐圧再検査を行い、その費用及び公租公課を負担すると共に高圧ガス保安法に定められた、販売の基準を充足した容器を提供するものとする。

第9条(保証金の扱い) 甲は借用容器に対する下記の保証金を無利息で乙に預け、甲乙の取引終了時、債権債務の完済により乙は甲に返還する。甲が契約に基づく乙の請求に応じない場合、充当できるものとする。

第10条(契約期間): 本契約は下記の契約年月日から有効とし、有効期間は1ヶ年とする。内容に変更のある場合は期限の2ヶ月前に申し出て甲乙協議する。変更の申出のない場合は、さらに1カ年延長しその後も同様とする。甲乙間に、過去別途の取決め事項があった場合、全て本契約書に更新されるものとする。

第11条(契約解除と約定外項目): 甲が本契約を期間中に解除した場合は、高圧ガス容器等を直ちに返却するとともに、契約した年間の支払い代金の残額を精算する。また本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成	年	月	日		保証金		
	甲(使用者)		住所				
			名称				
			代表者			印	
	乙(提供者)		住所				
			名称				
			代表者			印	

■ 契約容器 ガス名・容量・本数明細
